

《福岡県外国人技能実習生受入組合連絡協議会》 情報通信 第 266 号

今回のテーマ「実施状況報告書及び事業報告書の提出」について

年に 1 回の提出時期となりました。5 月 31 日迄です。

実習実施者

実施状況報告書
作成要領

●提出期間

報告対象期間の翌年度の
4 月 1 日～5 月 31 日

●提出場所

地方事務所・支所認定課

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 21 条及び同法施行規則第 23 条により、実習実施者は技能実習を行わせた場合には、直近の技能実習事業年度の状況を翌年度の 4 月 1 日～5 月 31 日までの間に、外国人技能実習機構地方事務所・支所認定課に省令様式第 10 号「実施状況報告書」を提出することにより報告を行わなければなりません。

監理団体

事業報告書の提出方法について

1. 事業報告書について

監理団体は、毎年1回、5月31日までに**監理事業を行う事業所ごとに事業報告書**(省令様式第23号)を作成の上、以下の書類を添付して、**外国人技能実習機構本部技能実習部審査課**(以下「機構本部審査課」とする。)に提出しなければなりません。

- ① 直近の事業年度に係る監理団体の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書
- ② 訪問指導の内容を記録した書類の写し
- ③ 外部監査の結果を記録した書類の写し(外部監査の措置を講じている監理団体)
- ④ 優良要件適合申告書
(※一般監理事業の許可を受けた団体のみ提出が必要)